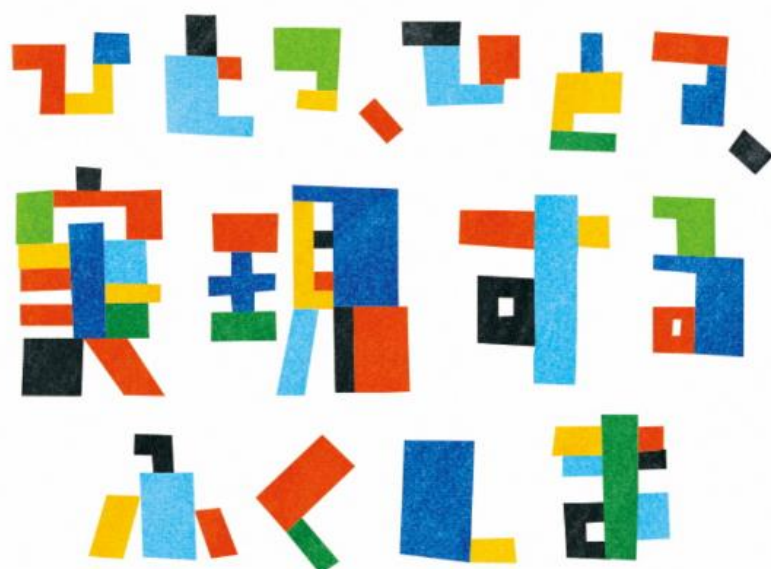


スクールソーシャルワーカーの 効果的な活用について



1 スクールソーシャルワーカー(以下：SSW)とは

職務内容

- (1) 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
自治体の不登校児童生徒数やいじめの認知件数、児童虐待等の件数等から、自治体の特徴、ニーズを把握して、自治体に対して助言をする。
- (2) 学校アセスメントと学校への働き掛け
学校における児童生徒への支援体制の把握、校内巡回等による学校の状態やニーズを把握し、アセスメントを行い、学校への働き掛けを行う。
- (3) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント
児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとにアセスメントを行い、支援計画を立案する。
- (4) 事例に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案する。

「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

平成29年1月 文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議

* アセスメントとは、対象者に対して、適切な関わり（介入）を行うために、対象者から得られた情報の持つ意味について考えること。「見立てる」と表現することもある。



SSW

SSWは、学校だけでは難しい福祉的な手法で、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、解決に向け支援を行う専門家です。

- 社会的な制度や活動に関する情報や知識を使います。
- ソーシャルワークの領域で培われた専門的な援助技術を用います。

* ソーシャルワークとは、困っている人に社会的なサービスを使ったり、その方の相談を聞いたりして、解決へ向けて援助をしていくこと。

児童生徒（家庭）に、こんな様子が見られませんか？

- ▽ 遅刻や欠席が多い（増えた）
- ▽ けがが多い（増えた）
- ▽ 急に言動が変わった（落ち着きがない、攻撃的になった 等）
- ▽ お金に困っているようだ
- ▽ 親が登校させない、または子どもに無頓着
- ▽ 家庭訪問をしても、家庭の様子が分からない
- ▽ 保護者の看護・養育力に課題がある 等



学校や担任が、児童生徒（家庭）にいろいろ働きかけたが・・・

- ◆ 問題行動の理由が分からない。
- ◆ 家庭の状況を把握するのが難しい。
- ◆ 家庭に必要な支援をするのが難しい。

SSW のとらえ方

- ☆ 人の行動には、必ず何か理由があるから・・・
- ☆ 言動が変わったのは、家庭環境が急激に変わったのではないかな・・・
- ☆ この子は「困った子」ではなく「困っている子」ではないかな・・・
- ☆ 「暴力的な子」も、もしかしたら虐待等の被害者ではないかな・・・
- ☆ 保護者に福祉の支援が必要なのではないかな・・・



SSW は、こんなことをします！

- ☆ 面談や訪問等を行い、家庭状況（児童虐待、障がい、経済的貧困、「要保護」状況、家族関係等）を把握し、児童生徒の問題行動の起因を整理します。
- ☆ 解決に向けて家庭、関係機関等に働き掛けを行います。
- ☆ 問題行動の未然防止（予防）、早期発見、早期対応のための支援活動を行います。
- ☆ 授業参観や定期的な委員会（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）やケース会議（事例検討会、打合せ）などに参加して組織的な取組のための援助を行います。

* ケース会議とは、校内の教職員が支援を検討するために話し合うこと。関係機関等が出席することもある。

2 SSW の派遣

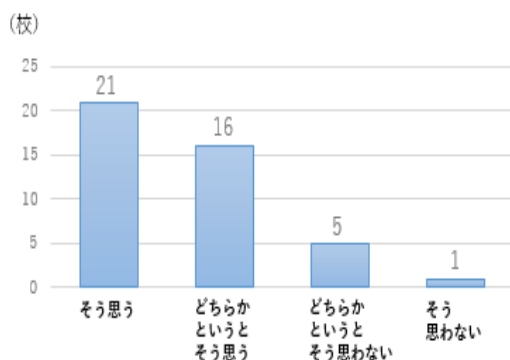
- 教育事務所に配置のSSW：県中域内の公立小・中・高校・特別支援学校等の支援をします。
- 市町村教育委員会配置のSSW：市町村域内の各学校の要請を受け、勤務計画を基に、拠点校配置型や派遣訪問型、巡回訪問型のスタイルで支援をします。

県中域内のSSWが支援にあたった結果・・・

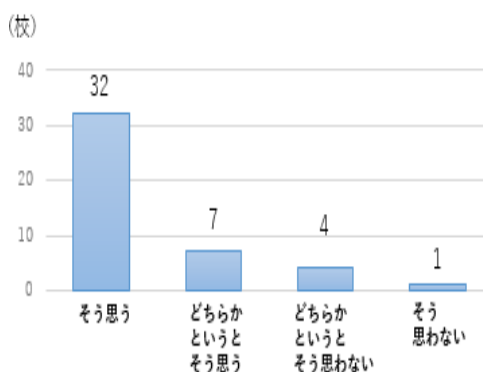
令和2年度に実施した「スクールソーシャルワーカー派遣事業に関するアンケート」（SSWが支援に入った学校が回答）では、児童生徒へのよい変化が見られ、SSWの活動に対する学校の満足度は高いという結果が見られました。



- SSWの活動により、児童生徒に望ましい変化が見られましたか。



- 学校は、SSWの活動に満足していますか。



* 令和2年度実施 「スクールソーシャルワーカー派遣事業に関するアンケート」の結果

【SSWが支援に入った学校の意見】

- ◎ 学校が介入しづらい家庭の経済面や家族の問題等を把握し、子どもの環境を整えてくれました。
- ◎ 別室登校や長期不登校の子どもへの解消や改善が見られました。
- ◎ 保護者と複数回面談をし、回を重ねることで改善傾向が見られ、保護者の不安感も改善されています。
- ◎ ケース会議でのSSWからの助言をもとに、学校では日々子どもへの関わり方に反映させています。



SSWの派遣を依頼したいときには、御相談ください。

- SSWが配置されていない市町村
 - 県立学校
 - SSWが配置されている市町村
- 県中教育事務所へ
 電話 024-935-1485
- 市町村の教育委員会へ



3 SSW活用の効果を上げるために



課題解決に向けて、校内で組織的に対応することが大切です。

SSWが支援に入っている学校は、SSWの担当を決めています。さらに組織的に取り組むためには、校内の関係委員会へSSWの出席を依頼したり、多くの教職員等と連携（SCも含む）したりしましょう。

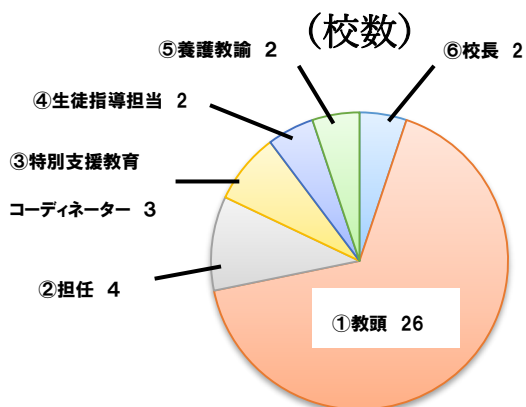
また、児童生徒の問題行動の状況に応じて援助チーム会議（ケース会議）を開催したり、解決に向けたアセスメント（見立て）とプランニング（計画：具体的な手立て）を行ったりしていきましょう。



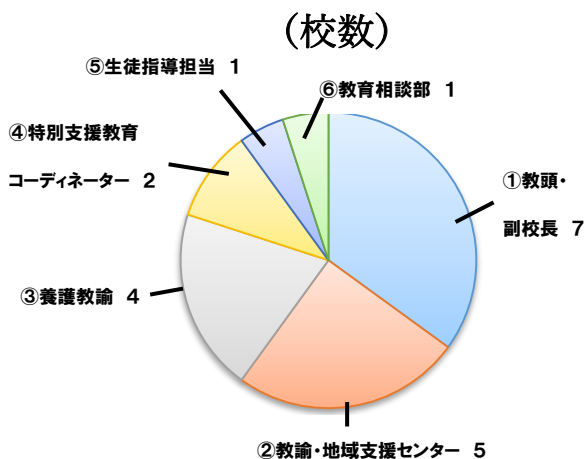
○ SSWの担当者は決まっていますか。



小中学校担当者内訳



県立学校内訳



* 令和2年度実施 「スクールソーシャルワーカー派遣事業に関するアンケート」の結果



担当者は、何をすればよいのかな。



担当者は、こんなことをします

- 児童生徒や保護者、教職員からの相談の受付
 - SSWと学校のパイプ役として、情報交換、情報共有、情報提供
 - ケース会議（打合せも可、関係機関が出席しなくても可）の開催
- 担当者以外の役割は・・・

学校におけるSC・SSWの効果的な活用について

① 校長の役割

校長は、SC・SSWに学校の教育目標を示し、学校の目指す方針や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要です。

ア 教職員全体の共通理解

イ 教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターとなる教員の位置付け

ウ SC・SSWの校内体制への位置付け

エ 緊急支援が必要な場合の対応

オ 活動環境の整備

カ 校種間連携

キ 保護者等への周知

② 生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、SC・SSWと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定できるように、調整を図りましょう。

また、養護教諭は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握し、SC・SSWとの情報交換や連携を積極的に行い、気になる児童生徒について実態把握と児童生徒の課題を共有しましょう。

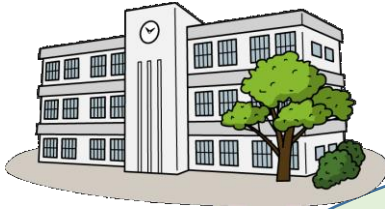
③ 教職員、学級担任等との連携

個別相談を行ったSC・SSWとその児童生徒の学級担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要があります。

また、教職員とSC・SSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図られるようにしましょう。

「ふくしまサポートガイド～ふくしまの すべての子どもたちのために～」

令和3年1月 福島県教育委員会



学 校

関係機関

児童相談所
福祉事務所
保健・医療機関
適応指導教室
警察 等

【校内体制づくり】

- ・校内チームの体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

SSW

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

友 人

家 庭

不登校

いじめ

暴力行為

児童虐待

児童生徒

地 域